

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 南会津建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南会津町		建設課	建築営繕係	0241-62-6230	南会津町木造住宅耐震診断促進事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	その他	耐震診断者の派遣（耐震診断費用の消費税相当額を申込者が負担）	町内に存する住宅で、次の要件に全て該当する方 1. 所有者等が自ら居住する住宅 2. 昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるもの） 3. 3階建て以下の木造住宅 4. 過去にこの事業による耐震診断等を受けていない住宅
南会津町		建設課	建築営繕係	0241-62-6230	南会津町木造住宅耐震改修促進事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	補助金	1. 一般耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額（補助限度額140万円） 2. 簡易耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額（補助限度額84万円） 3. 部分耐震改修工事に要する費用の10分の8以内の額（補助限度額84万円） 4. 現地建替の場合は耐震改修工事に要する費用に相当する額の10分の8以内の額（補助限度額140万円）	町内の木造住宅で、次の要件を全て満たす住宅を所有している方 1. 所有者等が自ら居住する専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上あるもの）であること 2. 工事の着手が昭和56年5月31日以前である木造3階建て以下の住宅 3. 建築基準法に違反していないもの 4. 町が実施する「木造住宅耐震診断促進事業」による耐震診断をした結果、耐震基準をみたしていないもの 5. 町税を滞納していないこと 6. 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの
南会津町		建設課	建築営繕係	0241-62-6230	南会津町ブロック塀等改修助成事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	補助金	1. 撤去工事、一部撤去工事、補強工事は実際に工事に要した費用と1㎡当たり5,000円のいずれか低い金額の3分の2かつ150,000円以内 2. 造り替え工事は、実際に要した費用と1㎡当たり42,000円のいずれか低い金額の3分の2かつ280,000円以内	町内に存するブロック塀等で、次の要件を全て満たすもの 1. 避難路に面する部分 2. 高さ1.2mを超えるもの 3. 地震時に倒壊の恐れがある、又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの 4. 工事に着手していないもの 5. この事業又は他の事業による補助を受けていないもの 6. 公共工事等の補償対象でないもの 7. 売地や建物解体に関連した工事でないもの 8. 工事完了後の塀が建築基準法第42条2項の規定により特定行政庁が指定した道路及び福島県建築基準法施行令第3条に規定される道路内に残らないもの 9. 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの 10. 自ら行う改修工事でないもの
南会津町		環境水道課	環境衛生係	0241-62-6140	南会津町住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	省エネルギー化	補助金	・太陽光発電システム 最大出力15,000円/1kw 限度額60,000円 ・蓄電池システム 蓄電容量15,000円/1kw 限度額60,000円 ・V2Hシステム 定額40,000円	町税などの滞納が無い方で、次のいずれかに該当する方 ・既に設置している太陽光発電システムと連携する蓄電池システム又はV2Hシステムを設置する方 ・蓄電池システム又はV2Hシステムと同時に連携する太陽光発電システムを設置する方
南会津町		環境水道課	環境衛生係	0241-62-6140	南会津町合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費補助 5人槽509,000円～51人槽以上2,979,000円 単独処理浄化槽撤去費補助 150,000円 くみ取り便槽撤去費補助 120,000円 単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助 限度額 330,000円	・公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業整備区域外 ・上記区域内でも7年以内に整備が見込まれない地域
南会津町		健康福祉課	介護保険係	0241-62-5050	介護保険住宅改修事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度（自己負担1割～3割）	介護保険認定者
南会津町		健康福祉課	介護保険係	0241-62-5050	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	バリアフリー化	補助金	住宅改修費の90%を補助 限度額150,000円（自己負担1割）	・介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 ・世帯非課税 ・町税等の滞納が無い ・過去に当事業による補助を受けていない
南会津町		総合政策課	地域振興係	0241-62-6210	危険空き家等除却事業補助金	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	空き家	補助金	【市町村民税非課税世帯】 補助対象経費の3分の2以内の額 補助限度額80万円 【市町村民税課税世帯】 補助対象経費の2分の1以内の額 補助限度額50万円 【行政区】 補助対象経費の5分の4以内の額 補助限度額100万円	町税、使用料等を滞納していない方で、危険空き家等の所有者
下郷町		建設課	工務係	0241-69-1177	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	耐震診断者の派遣に要する費用（自己負担12,000円）	①所有者等が自ら居住する住宅 ②木造住宅で3階建て以下の戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。） ③昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ④過去に、町事業による耐震診断を受けていない住宅

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
下郷町		健康福祉課	福祉係	0241-69-1199	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/413.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限以下の方
下郷町		健康福祉課	介護保険係	0241-69-1199	介護保険居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/307.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	要介護・要支援認定者
下郷町		総合政策課	企画政策係	0241-69-1144	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/387.html	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギーの導入促進(1kw当たり3万円・限度額12万円)	町内の住宅(店舗併用可)
下郷町		総合政策課	企画政策係	0241-69-1144	下郷町住宅取得支援事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/1319.html	住宅新築・取得	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から転入する者が新築住宅及び登録空き家(空き家バンク登録物件)を取得し、町に定住しようとする場合に費用の一部を補助する。 【補助額】 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と、下記により算定した額とを比較していずれか低い額とする。 1.(1)補助基本額に(2)の額を加算した額 (1)補助基本額50万円 (2)加算額 次のいずれかに該当する場合は、当該それぞれの額を加算する。 ア 年齢要件加算 最大10万円 イ 世帯加算 最大10万円 ウ 子育て世帯加算 最大60万円 エ 地域産業活性化要件加算 最大10万円	以下の全てを満たす者 ①町外から下郷町への移住者(町外市区町村から下郷町への住民票異動)であること。 ②移住者が住宅取得の契約者であり、この住宅の持分が2分の1以上であること。 ③補助金申請年度の翌年度から起算して3年以上継続して、補助対象住宅に定住すること。 ④申請時の世帯員全員が補助金申請年度内までに町内への移住が完了していること。 ⑤定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため町内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。 ⑥同一世帯全員が申請日において納期限の到来している町税等を完納していること。 ⑦暴力団員等でないこと。
下郷町		町民課	生活安全係	0241-69-1133	合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/gomi/354.html	環境対策	補助金	合併浄化槽設置に要する費用限度額41万円4千円～242万9千円 撤去費、配管工事に要する上乗せ補助あり(上限あり)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業実施地域を除く全地域
桧枝岐村		産業建設課		0241-75-2501	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助 1戸あたり15万4千円を限度に補助数千円程度は所有者負担	1)所有者が自ら居住する住宅 (2)工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)耐震改修促進計画に定める重点的に耐震化すべき地域(5)過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
桧枝岐村		産業建設課		0241-75-2501	木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	住宅耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準に満たない住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 工事費の1/2補助(100万円まで)ただし、段階改修(簡易改修・部分改修)は60万円まで	(1)所有者が自ら居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であるもの。 (2)工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅。 (3)平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 (4)補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
桧枝岐村		総務課		0241-75-2500	設備投資・管理補助金交付事業		その他	補助金	桧枝岐村で営業されている方や村民の方が施設の新・増・改築、施設の付帯設備及び備品購入、空き家等の解体に補助 ・新・増、改築、付帯設備及び備品購入についての対象事業費は、営業施設100万円以上、一般住宅50万円以上、75歳以上の高齢者のみの世帯は10万円以上の事業とし、事業費の1/3補助 ※空き家等の全部解体事業は10万円以上の事業で事業費の1/2補助(住居のみ) ・補助額は166万6千円まで ・定住促進支援事業の補助金額を控除した 事業費に対して重複適用可 ・車両(建設業、卸売業等の専用車で事業者名が記載されている車両の購入は除く)、除雪機、3万円以下の備品、村外の建物、消耗品等は対象外 ・居宅介護住宅改修費の自己負担分の1/2補助 ※平成25年4月1日以降の事業の申請が可能で、年度をまたいだ申請も補助対象になる。限度額(166万6千円)になるまで複数回に分けて申請が可能	・村に法人登記し、2年以上営業実態がある 法人 ・2年以上連続して居住実態がある永住見込みの村民 ・商工会並びに観光協会の会員

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
桧枝岐村		産業建設課		0241-75-2501	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援補助金		省エネルギー化	補助金	再生可能なエネルギーを利用して発電、給湯、冷房及び暖房の設備を設置する村民に補助 事業例：太陽光発電設備の導入 水力・風力発電設備の導入等 対象事業費の3/4補助(100万円まで)	・2年以上連続して居住実態がある永住見込みの方 ・以前村に5年以上居住実態があったリターン者で居住実態がある永住見込みの方やその個人が組織する団体
桧枝岐村		総務課		0241-75-2500	桧枝岐村住宅整備資金融資制度		住宅新築・取得	融資	村内に住居を新・増・改築する方に対し住宅建築資金の融資を行う ・資金の使用目的-住宅建設資金（宅地取得も含む）・融資限度額-宅地の取得及び住宅建築にかかる経費 ・総額の1/2、500万円まで ・返済期間 10年 ・返済の方法 元金均等償還 ・保証人 連帯保証人1名 ・融資の利率 無利子	・村に住民登録し、新築または増改築する住宅に将来まで居住する意志のある方 ・転入、世帯分離及び村営住宅等に住んでいる方が新築する住宅 ・独立生活が営める設備を備えた住宅
桧枝岐村		総務課		0241-75-2500	定住促進支援事業補助金		その他	補助金	村民の方が自宅を新・増・改築、中古住宅の取得・増・改築、土地の取得、建築物の付帯設備等を購入をする場合に補助 ・50万円以上の対象事業で1/2補助補助額は25万円～200万円 ・限度額以内であれば2回に分けて利用可・設備投資・管理補助金と重複適用可能。 ・建築物の付帯設備で3万円以下のものは 対象外。 ・定住促進支援事業補助金(自営業者向け) と双方での申請は対象外	2年以上村に居住しており、補助金取得後5年間は居住予定の方
桧枝岐村		住民課		0241-75-2502	桧枝岐村高齢者等住宅改修事業		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付け・段差の解消・洋式便器への取り替え等の改修に係る費用の9割を補助1人18万円まで	本村に住所を有する満60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)であってその生計中心者の所得限度額が、児童手当所得制限限度額以下の者
只見町		農林建設課	建設係	0241-82-5270	只見町克雪対策事業補助金	-	その他	補助金	○雪に負けない暮らしづくりを推進するため、住宅等に対し克雪対策事業を行う方に補助金を交付します。また、除雪路線となっている道路に面した車庫・倉庫等で道路に雪が落ちない様に雪止めを設置したり、屋根改良(片屋根)により降雪しない改良となるものも補助対象とする。 ①屋根改良事業・・・事業費の1/2以内で35万円を限度 ②屋根融雪設備設置事業・・・事業費の1/2以内で35万円を限度 ③屋根塗装事業・・・事業費の1/2以内で20万円を限度 ④住宅周囲融雪設備設置事業・・・事業費の1/2以内で35万円を限度 ⑤危険屋根改良(片屋根)事業・・・事業費の1/2以内で35万円を限度 ⑥冬期孤立住宅解消事業・・・事業費の1/2以内で35万円を限度	○補助金の交付の対象者は、下記の内容のすべてを満たす者とする。 ・町内に住所を有し、町税その他町に納付しなければならない料金を完納している者(同居するすべての者を含む。) ・事業に係る補助金の交付を受けたことがある者又は当該者の属する世帯の補助事業者にあつては、当該補助金の交付を受けた年度から起算して15年を経過した者。 ・克雪対策事業に係る工事契約の相手方を町内業者とする者。
只見町		交流推進課	観光交流係	0241-82-5240	只見町空き家活用対策事業		空き家	補助金	○家財処分費等補助金は次のいずれかに該当する者に助成します。 ・空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 ・所有する空き家を解体しようとする者 ・所有する空き家を町の空き家バンクに登録しようとする者 ※南会津郡内の処分等に係る委託業者を活用した場合のみ対象となります ○空家等解体補助金は居住されていた母屋の解体に助成されます。 ※同時に附属家を解体される時は、見積りに反映されます。 また、南会津郡内の解体業者を活用した場合のみ対象となります。 ○空き家改修事業補助金は空き家を取得又は定住しようとする者を対象に助成します。ただし、新たに取得してから1年未満の方が対象です。また、只見町内の施工業者を活用した場合のみ対象となります。	
只見町		交流推進課	観光交流係	0241-82-5240	只見町移住定住促進事業		住宅新築・取得	補助金	・住宅取得支援事業補助金・・・対象経費の1/2、 ※新築住宅・・・上限50万円(加算要件あり)、 ※中古住宅・・・上限30万円(加算要件あり)、	・新たに住宅を取得し定住しようとする者を対象に住宅取得費用を助成します。ただし、空き家取得後は6ヶ月以内に申請の方が対象です。 ※既存住宅の建て替えに係る費用は対象となりません。 ※加算要件は別途お問い合わせください。